

# 営農型発電設備の実務用Q & A

〔未定稿：平成25年7月17日現在〕

※ このQ & Aは、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。

## 【用語の定義】

本Q & Aで使用されている用語の定義は次のとおりです。

・ 営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備
・ 営農を継続	営農型発電設備の下部の農地において、営農が継続されること
・ 営農の適切な継続の確保	営農型発電設備の下部の農地において、営農が継続され、かつ、次に掲げる場合のすべてに該当しないこと ① 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合 ② 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合 ③ 農作業に必要な機械等を効率的に利用することが困難であると認められる場合 ④ その他、農地転用許可権者が営農の適切な継続が確保されていないと認める場合
・ （営農型発電設備の）下部の農地	営農型発電設備の直下の農地及び当該設備により日影が生じる農地（イメージ図参照）
・ 営農型発電設備の周りの農地	営農型発電設備の下部の農地や隣接する農地を含み、当該設備の周辺の農地
・ 地域の平均的な収量	原則として、営農型発電設備の設置する農地のある市町村における平均的な収量
・ 農作業に必要な機械等	営農者が実際に使用する農業用機械ではなく、通常、効率的に農作業を行う上で必要となるトラクター等

〔総論〕

Q 1 営農型発電設備の支柱を一時転用許可の対象として取扱うこととしたのか。

- 1 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等（以下このQ&Aにおいて「営農型発電設備」という。）は、開発段階の技術であり、また、太陽光パネルの設置方法（枚数、角度、間隔）によって、当該設備等の下部の農地に与える影響は様々です。
- 2 このため、営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可を行うに当たっては、
  - ① 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること
  - ② 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合等には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること
  - ③ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合等には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること等を条件に許可を行う必要があるため、一時転用許可の対象とすることとしています。

Q 2 一時転用許可を認める期間を3年以内としたのか。

営農型発電設備の支柱に係る転用期間は、次の事項を踏まえ、3年以内としています。

- ① 農地転用許可基準上、当該一時的な利用の目的を達成できる最小限の期間としており、農用地区域内農地にあつては、市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から3年以内に限定し、その他の農地においても、農業上の利用の確保の観点から同様の取扱いをしていること
- ② 当該設備は、営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること等（Q 1の2参照）を条件に許可を行う等により営農の適切な継続を確保していく必要があること

Q 3 営農型発電設備は、太陽光発電のみが対象か。

営農型発電設備とは、主に太陽光パネルを想定していますが、小規模風力発電設備も対象になります。

なお、営農型発電設備の周辺機器（パワーコンディショナー等）も対象になります。

Q 4 発電した電気は、営農に関連する用途に使用する必要があるのか。

一時転用許可を受けて設置された営農型発電設備により発電した電気の用途は特定していません。

Q 5 営農型発電設備は、支柱が簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような支柱を指すのか。

「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」とは、地域の気象条件（風、雪、地震等）を踏まえ、営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が単独基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています（例えば、農業用ハウスの設置に用いられる基礎石は含まれます。なお、布基礎や杭基礎のものは含まれません。）。

〔許可要件〕

Q 6 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「申請に係る面積が必要最小限で適正」については、農地転用許可申請書及び当該申請書に添付されている「営農型発電設備の設計図」において、
  - ① 申請に係る農地の面積が、営農型発電設備の支柱部分のみであるか
  - ② 営農型発電設備の支柱の本数や大きさが過多・過大でないかを確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。
- 2 なお、②の審査においては、支柱の高さや自然条件等により必要となる支柱の本数や大きさは様々であるため、農作業に必要な機械等を効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについて、個別具体的に判断することが適当です。

Q 7 「営農の適切な継続が確実」とは、具体的にどのように判断するのか。

「営農の適切な継続が確実」と認められるか否かについては、個別具体的に判断していくことが適当ですが、次に掲げる場合には、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとしています。

- ① 営農型発電設備の下部の農地において、営農が行われないおそれがあること
- ② 営農型発電設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少するおそれがあること
- ③ 品質に著しい劣化が生じるおそれがあること
- ④ 農作業に必要な機械等を効率的に利用することが困難であること

Q 8 「営農の適切な継続が確実」には、草刈りなどの保全管理も含むのか。

「営農の適切な継続が確実」には、草刈りなどの保全管理は含みません。

Q9 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」については、転用許可申請書に添付されている「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」に係る書類において、
  - ① 生産する農作物の生育に適した日照量が明らかにされていること
  - ② ①の日照量が確保できる設計（パネルの角度、間隔、枚数等）であることが明らかにされていることを確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。
- 2 具体的には、農地転用許可権者は、農地転用許可申請書の添付書類を参考に個別具体的に判断することになりますが、特に、「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書」において、生産する農作物の生育に適した日照量と、営農型発電設備の設計上、得られる日照量が説明されているとともに、その説明について、根拠データや必要な知見を有する者の意見書によって問題がないことが確認できることが重要です。

Q10 「農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されている」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「農作業に必要な機械等」とは、申請者の営農計画書に記載された農業用機械など営農者が実際に使用する農業用機械ではなく、当該計画書に記載された農作物の栽培において、通常、効率的に農作業を行う上で必要となる農業用機械（トラクター等）をいいます。
- 2 このため、農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間としては、トラクター等を効率的に利用する上で通常必要となる空間及び農業従事者が立って農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていることを必要です。
- 3 このような空間が確保されていることを、転用許可申請書に添付されている「営農計画書」や「営農型発電設備の設計図」において確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。

Q11 「位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのようなように判断するのか。

- 1 営農型発電設備は、その位置等からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないことや、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないことが重要です。
- 2 このため、例えば、営農型発電設備の位置が、
  - ① 集団農地の中央部に位置する場合
  - ② 将来的に担い手に集積されるべき農地の場合
  - ③ 機械化体系による大規模農業の実現を目的に大区画ほ場整備事業が実施された農地の場合
  - ④ 近々に基盤整備事業を実施する予定である農地の場合等には、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると判断することが適当です。

Q12 「支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。

- 1 営農型発電設備は、営農の適切な継続が行われなくなった場合には改善措置又は撤去を行う必要があることから、撤去費用が転用期間にわたって確保されていることが重要です。
- 2 このため、
  - ① 転用許可申請書の「資金調達についての計画」において、営農型発電設備の撤去に要する費用が計上され、設置者等がその費用を所有することを残高証明書等により確認するとともに、
  - ② (砂利採取の一時転用許可の取扱いと同様に、) 施設撤去に係る第三者機関との保証契約や撤去費用の預託等の措置を講じられていること
  - ③ (設置者と営農者が異なる場合には、) 支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面が添付されていることを確認した上で許可することが適当です。

Q13 通常の一時的転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。

- 1 営農型発電設備に係る一時転用許可においても、農地法施行令第10条第1項第1号イ及び第18条第1項第1号イに基づき、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること」を満たす必要があります。
- 2 このため、通常の一時的転用許可と同様、農地転用許可申請書等において、土地の選定理由(例えば、送配電用の電気工作物との距離)や第3種農地・第2種農地に設置可能な農地がないか等が検討されていることを確認した上で許可する必要があります。

Q14 農用区域内農地に営農型発電設備を設置する場合、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを担保するため、どのように判断すべきか。

- 1 営農型発電設備に係る一時転用許可においても、農地法施行令第10条第1項第1号口及び第18条第1項第1号口に基づき、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」を満たす必要があります。
- 2 このため、農地転用許可権者は、営農型発電設備を設置する農地を管轄する市町村に、土地改良事業の実施予定を確認するなど農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認することが必要です。

〔再度の一時転用許可〕

Q15 どのような場合には再度一時転用許可を受けることができるのか。

- 1 営農型発電設備に係る再度一時転用許可は、転用期間（3年間）満了ごとに、許可要件及び当該転用期間における当該設備の下部の農地での営農の状況を勘案し、総合的に判断するものとされています。
- 2 再度一時転用許可が可能な場合は、個別具体的に判断することが適当ですが、例えば、転用期間（3年間）中、適切に営農が継続されており、次期の期間においても適切な営農の確保が確実と見込まれる場合には、再度一時転用許可を行うことが可能です。

Q16 再度一時転用許可が可能とされているが、回数に制限はありますか。

再度の一時転用許可の回数に制限はありません。

Q17 営農型発電設備の設置後、営農者が高齢化や疾病等を理由に営農を廃止した場合、設置者は当該設備を撤去しなければならないのか。

- 1 営農型発電設備は、営農の継続を前提とするものであり、営農に支障がないことを確保しながら設置を認めていく施設です。
- 2 このため、許可権者は、営農型発電設備の下部の農地等において営農が行われない場合には、営農型発電設備に係る一時転用許可の条件に基づき、当該許可を受けた者に対して適切な営農を行うよう指導をするとともに、適切な営農が行われない場合には、設置者に営農型発電設備の撤去を命じる必要があります。  
また、営農者の疾病や怪我による営農の一時的な中断の場合には、営農再開の見込みを確認し、転用期間中に営農再開が見込まれる場合には、撤去を命じる必要はありません。  
〔なお、営農が一時的に中断している状態では、原則として、再度の一時転用許可は認められませんので、ご注意ください。〕

[営農の適切な継続の確保]

Q18 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」について、営農型発電設備の下部の農地における耕作が全く行われていなくても、その面積が耕作面積の2割以内であれば、一筆の農地全体の収量は通常の8割程度となるため、営農が適切に継続されていると判断すべきですか。

- 1 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」の判断は、下部の農地における単収により判断するものであり、営農型発電設備の支柱が設置されている土地を含む農地全体の単収により判断するものではありません。
- 2 このため、設問にあるように、営農型発電設備の下部の農地における耕作が全く行われていない場合には、「営農が行われない場合」に該当し、営農が適切に継続されていないものと判断されます。

Q19 「同じ年の地域の平均的な単収と比較して」とは、単年で比較するのか、それとも転用期間（3年）で比較するのか。

「同じ年の地域の平均的な単収と比較して」とは、単年で比較します。

Q20 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」について、地域での平均的な単収が存在しない作物である場合に、どのように判断すべきか。

- 1 近傍で栽培されていない作物の場合には、自然条件に類似性のある他地域における平均的な単収と比較することが想定されます。
- 2 なお、許可要件の一つである「下部の農地における営農の適切な継続が確実」の審査の中で、「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少するおそれがないこと」を確認する必要がありますが、特に、地域の平均的な単収が存在しないような作物を生産する営農計画である場合には、転用許可申請書に添付されている「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」に係る書類において、単収の比較対象が明確にされていることを確認することが適当です。

Q21 品質に著しい劣化が生じていると認められる場合とは、具体的にどのような場合をいうのか。

- 1 品質に著しい劣化が生じていると認められる場合とは、例えば、
  - ① 水稲においては、単収は確保されているものの、くず米ばかりであった場合
  - ② 果樹においては、単収の確保を指向し摘果を行わなかった結果、糖度等の低下を招き、売り物にならないような場合などを想定しています。
- 2 したがって、農業委員会や都道府県知事等は、設置者等から営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産状況の報告を受けた場合には、単収のみならず、農産物の等級や糖度などの品質についても確認してください。

〔許可申請・添付書類〕

Q22 申請書上の事業期間が3年以内であれば、農地の賃貸借契約の期間が3年を超えている場合であっても、一時転用許可を受けられますか。

- 1 営農型発電設備の支柱を設置する農地に係る賃貸借契約は、一時転用許可申請書における事業期間（3年以内）と同じである必要があります。
- 2 なお、再生可能エネルギーの固定価格買取期間は、再生可能エネルギー発電設備に対して保証されているものであり、設置場所の利用期間とは関連ありません（経済産業省資源エネルギー庁に確認済）。  
〔例えば、農地について3年間借りて太陽光パネルを設置した場合であっても、当該パネルについて、買取期間が20年間保証されます。〕

Q23 再度一時転用申請を行う場合、その手続きや必要書類は最初の申請と同じですか。

再度の一時転用許可申請の際の手続きや必要となる添付書類は、最初の申請と同じです。

〔農産物の生産状況報告〕

Q24 農作物の生産状況に係る報告は、何について報告すればよいのか。様式を示す予定はあるのか。

作付品目、作付面積、収量、品質、遮光率（設計上の遮光率で結構です。）、販売量、売上高等を報告することが必要です。

なお、様式については、設置事例等の情報収集を行った上で、示していきたいと考えています。



Q25 牧草畑で家畜を放牧している場合には、どのように報告すればよいのか。

- 1 牧草畑で家畜を放牧している場合であっても、冬期の食料確保等のため、ロールペーラー等により収穫を行うことが一般的です。
- 2 このため、家畜により、栽培する牧草の一部は食されてしまいますが、1の収穫量を報告してください。

Q26 報告の時期について、何故、2月末なのか。

報告の時期は、農作物の収穫終了時期及び所得税等の確定申告の時期を踏まえて、2月末としています。

Q27 都道府県知事は、農産物の生産状況報告をいつ農村振興局長に送付すればいいのか。

都道府県知事は、4月末日までに地方農政局に送付願います（地方農政局長は、5月末日までに農村振興局長に送付願います。）。

Q28 許可権限を農業委員会等に移譲している場合、農業委員会等は、農産物の生産状況報告を、直接、農村振興局長に送付すればいいのか。

都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局）に送付願います。

#### [耕作放棄地への設置]

Q29 営農型発電設備を設置する農地が耕作放棄地である場合には、営農の適切な継続が行われなくても、一時転用許可を行うことが可能か。

- 1 営農型発電設備は、営農の継続を前提とするものです。このため、耕作放棄地に営農型発電設備の設置する場合には、営農の再開が必要となります。
- 2 なお、耕作放棄の状態のまま営農型発電設備を農地に設置する場合には、当該農地の主な利用目的は発電施設の設置にあると認められるため、当該設備の下部の農地全体について（恒久的な）転用許可が必要となることにご注意ください。

Q30 現況、耕作放棄地でも地域の平均的な収量の8割以上の収量を得る必要があるのか。

耕作放棄されていた農地であっても、通常の農地と同様、営農型発電設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上の収量を確保する必要があります。

〔設置者と営農者が異なる場合の、空中部分を利用するための3条許可の取扱い〕

Q31 営農型発電設備の下部の農地について、なぜ3条許可が必要なのか。

- 1 営農型発電設備の空中部分を利用するため、設置者が営農者から区分地上権又は賃借権等（以下「区分地上権等」という。）の設定を受けて営農型発電設備を設置する場合、農地に権利を設定することとなるため、3条許可が必要です。
- 2 なお、当該設備のうち支柱を立てる部分は、転用されることになるので、5条許可の対象となり、当該設備の下部の農地については、営農者が引き続き耕作を行うこととなることから、3条許可の対象となります。

Q32 区分地上権等の権利を設定する場合の3条許可はどのような基準により行うべきか。

- 1 営農型発電設備の下部の農地に係る3条許可の判断については、法第3条2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされていますので、これらを確認する必要があります。
- 2 なお、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、3条許可と同時に申請される5条許可の判断の際に確認することとなっていますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足ります。

Q33 3条許可と5条許可を行う場合、両許可を同日付で行うこととされているが、どのような手続で行うべきか。

- 1 例えば、農業委員会において、5条許可が出れば3条許可を行う旨をあらかじめ議決しておき、都道府県と調整の上、都道府県知事による5条許可の日付に合わせて3条許可を行う方法などが考えられます。
- 2 なお、許可書の送付に当たっては、3条許可書と5条許可書ができるだけ同時期に申請者へ交付されるよう配慮することが望ましいと考えます。

Q34 3条許可により、営農型発電設備の下部の農地に賃借権を設定した場合、農地法第17条に基づく法定更新はされるか。また、その賃貸借を解約する場合には農地法第18条の許可が必要か。

営農型発電設備の下部の農地に賃借権を設定した場合、期間満了時には、通常の賃貸借と同様に、農地法第17条に基づく法定更新がなされます。農地法第18条についても通常の賃貸借と同様に適用されますので、賃貸借解約の解除、解約の申入れ、更新拒絶等を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

Q35 3条許可の申請において、これと同時に申請された5条許可の対象となる支柱を立てる部分の農地面積も含めて申請があった場合、補正をすべきか。

- 1 支柱を立てる部分を含めて3条許可の申請があった場合については、当該許可の可否の判断に特段の影響を及ぼすものでない限り、申請書の補正等を行う必要なく、営農型発電設備の下部の農地に係る3条許可に関しては、通常そのような支障はないものと考えます。
- 2 また、当該申請に対する3条許可について、支柱を立てる部分の面積を含めて行ったとしても、営農を継続する農地に対する許可の効力に影響を及ぼすものではないことから、特に問題はありません。

Q36 営農型発電設備の下部の農地に設置する区分地上権等の設定期間は、一時転用の期間（3年）と同じにすべきか。

- 1 支柱を立てる部分と空中を利用する部分の権利の設定期間を超えて設定することは、申請者にメリットがないので、そのようなケースは想定しがたいと考えます。
- 2 なお、仮にそうした申請があった場合でも、設定する権利が賃借権である場合には、期間満了時に法定更新がなされるため、期間を一致させる意義がないので、必ずしも一時転用と期間を一致させるような指導を行う必要はないと考えます。設定する権利が賃借権以外の権利である場合も同様です。

#### 〔農振法の開発許可〕

Q37 農用地区域内の農地において、支柱部分が農地転用許可された場合、上部空間のパネル部分について農振法の開発許可は必要か。

- 1 営農型発電設備等を農用地区域内の農用地に設置する場合、基本的に農地法に基づく一時転用の許可を受けて設置されるものであり、改めて、開発許可を受ける必要はありません。
- 2 なお、採草放牧地に自らが営農型発電設備等を設置する場合には、農地法第4条に基づく転用許可を要しないため、開発許可が必要となります（権利を設定し設置する場合は、農地法第5条の許可が必要となるため開発許可は不要です）。開発許可に当たっては、農地転用の一時転用許可と同様の条件を付して許可を行ってください。

Q38 農用区域内の農用地以外の土地に支柱を立てて上部に太陽光パネルを設置する場合、農振法の開発許可が必要か。

農用区域内の農用地以外の土地に、簡易な構造で容易に撤去が可能な支柱の上部に太陽光パネル等を設置する場合は、指定された用途に供されなくなるため、農用区域からの除外が必要です。

なお、当該土地を一時的な利用に供する場合として農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないなどの開発許可の基準を満たすときは、開発許可を受けて一時的に設置することが可能です。この場合、農業振興地域整備計画の達成に支障が生じないよう、期間その他の条件を付して許可を行ってください。

Q39 農用区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法の開発許可が必要か。

太陽光パネルの設置によって、農業用施設の機能の低下、営農に支障が生じる場合には、開発許可は必要となりますが、個々の事案に即し判断することが必要です。

[その他]

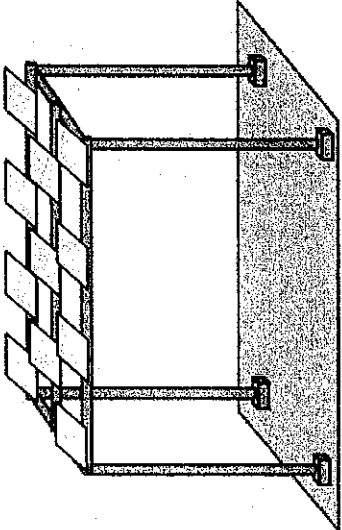
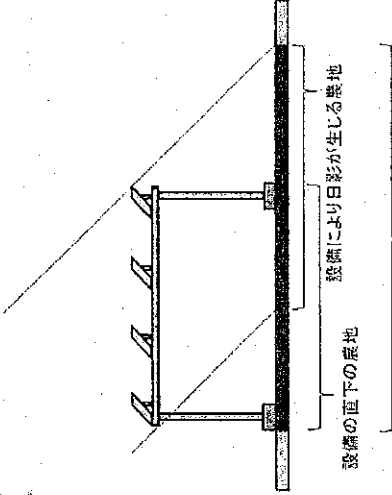
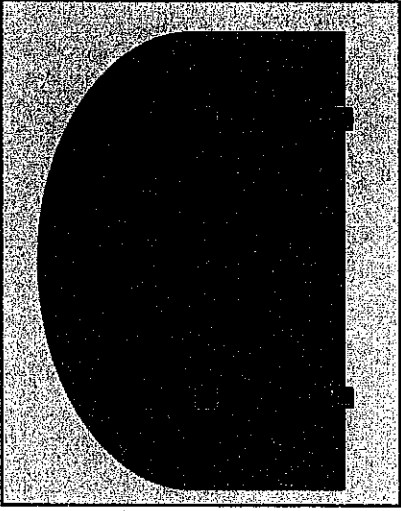
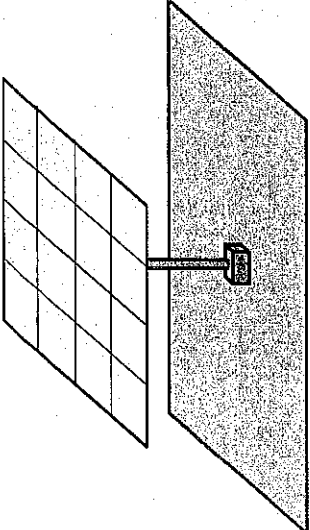
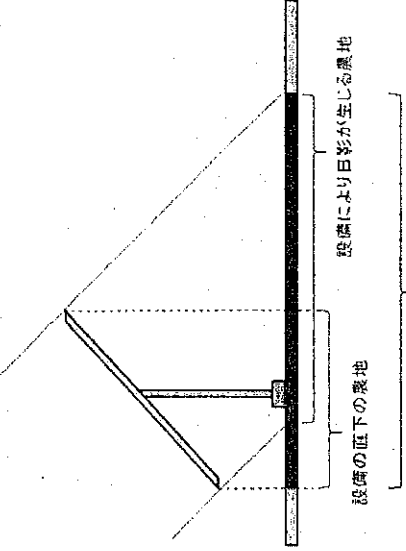
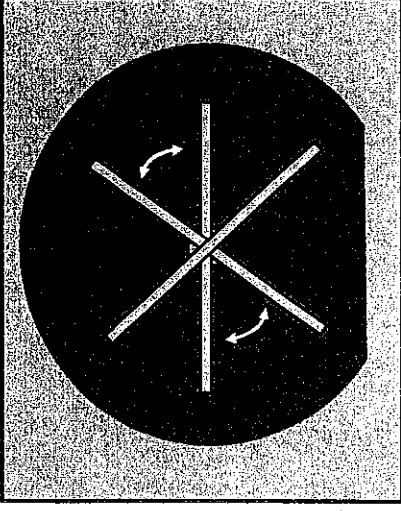
Q40 営農型発電設備の設置のために、作物転換することは認められるのか。

- 1 営農型発電設備は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電事業を行うものです。このため、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことは望ましくありません。
- 2 このため、作物を転換する場合には、当該作物の営農技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないと認められること等）や販売先の見込み等農業収入が減少しないこと等を確認した上で許可の可否を判断することが適当です。

Q41 営農型発電設備の設置者が自ら電柱を立て、電線路を設置し、最寄りの電柱等に接続する場合、当該電柱の取扱いいかん。

- 1 営農型発電設備の稼働上必要な施設であれば、営農型発電設備と同様に、一時転用許可の対象とすることが可能です。
- 2 なお、営農型発電設備の下部の農地において、営農の適切な継続がなされていない場合には、撤去が命じられることとなりますが、その際には、電柱等も同様に撤去する必要があります。  
このため、「支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」の審査の際には、電柱等の撤去費用についても考慮することが必要です。

(営農型発電設備の) 下部の農地のイメージ

営農型発電設備のタイプ	側面図	平面図 (水平投影図)
<p>1. 屋根タイプ</p> 		 <p>灰色の部分が「下部の農地」</p>
<p>2. 一本脚タイプ</p>  <p>※ パネルが太陽の向きに合わせて追尾するタイプを想定しています。</p>		 <p>灰色の部分が「下部の農地」</p>

(注) 上の表はイメージです。実際には、地域の太陽高度やパネルの角度等を考慮して判断してください。